

住宅リフォーム費用の一部を助成します (住まいの環境整備促進事業)

リフォーム事業第2弾!

(平成30年度版)

住宅の居住性向上と空き家の利活用の促進並びに地域経済の活性化対策として、住宅改修等を行う人に対して、費用の一部を助成します。

H30から3年間事業実施

※募集は、4月、6月、8月の年3回に分けて実施し、応募件数を超えた場合は公開抽選で助成対象者を決定します。応募件数に満たない場合は、残りを次回に繰り越します。

- ・第1回募集 4月2日(月)～4月13日(金)まで受付 **40件** 抽選日 4月20日(金)
 - ・第2回募集 6月4日(月)～6月15日(金)まで受付 **25件** 抽選日 6月22日(金)
 - ・第3回募集 8月6日(月)～8月17日(金)まで受付 **15件** 抽選日 8月24日(金)
- ※このほかに、別枠で5件(空き家に限る)を12月29日(金)まで随時受付します。

募集受付は役場建設水道課にありますので受付簿に住所・氏名・電話番号・工事予定業者、住宅の形式(持家、借家)を記入していただきます。抽選で決定しました方は、申請書類一式を提出していただきます。

- 抽選日は予定です。会場:役場3階会議室 時間:午後1時30分から
- 抽選の結果を当日受付番号で役場玄関に貼り出します。又、町ホームページでも公開いたします。

【助成額】

10万円:対象工事費(税抜)合計が30万円以上のもの

30万円:空き家バンクに登録され、耐震基準を満たした空き家住宅を賃借又は購入する方で対象工事費(税抜)合計が100万円以上のもの
※どちらも助成金額のうち5万円は町内で使用できる地域商品券で助成します。

対象者 (★は今回追加の項目です。)

【次の条件の一つに該当する方】

- 町内に住所を有し、リフォームを行う住宅の個人所有者で、かつ、その住宅に居住している方
- ★個人所有の一戸建て賃貸住宅に居住している町内に住所を有する個人借主の方
- ★個人所有の一戸建て空き家住宅(空き家バンク登録で概ね3ヶ月以上空き家)の所有者と平成30年4月1日以降に売買又は賃貸借契約をしてから1年以内に改修工事等を行う方で、かつ入居時に本町に住民登録を行っている個人の方

【次の条件を全て満たす方】

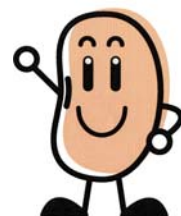
- ★賃貸住宅及び空き家住宅の所有者が、法人、不動産業、給与住宅の所有者でなく、申請者の3親等以内の親族でないこと。
- 申請者本人が、町税や町に納付すべき公共料金を滞納していないこと。
- 申請者本人が暴力団員でなく及び暴力主義的破壊活動を行う団体に所属する等の反社会的勢力でないこと。

申請要件 (★は今回変更、☆は追加の項目です。)

- 助成金の交付決定前に住宅リフォームに着手していないこと。
- 平成31年2月28日までに事業を完了できること。
- ★対象工事の工事費が30万円(税抜)以上の工事であること。
- 過去にこの事業による助成を受けていないこと。
- 他の助成制度を受けている部分については助成の対象としません。
- ☆賃貸住宅の場合は、住宅の所有者からリフォーム工事の承諾を得ていること。

施工業者

- 町内に事業所・営業所を持つ法人や町内で営業している個人事業者に限る。



リフォームの申請・対象工事内容

対象とする改修等工事 (★は今回追加の項目です。)

- 増改築工事
- 基礎・土台・柱の改修
- 外壁・屋根の改修 (塗装工事含む)
- 風除室・サンルーム・バルコニーの改修
- 断熱の改修
- 建具の改修及び取り替え
(窓ガラス、サッシ、扉、ドア、ふすま、障子、造り付け収納等)
- 床・内壁・天井の内装材張り替え
- 畳の表替及び交換
- ユニットバス・便器・洗面化粧台・ボイラーの交換、設置
- 屋内給排水・ガス・給湯配管の交換及び設置
- 省エネ設備 (エコキュート・エコジョーズ) 機器の搬入及び設置
- システムキッチン等の交換及び設置
- 間取り変更などに伴う壁などの改修及び設置
- 防犯システム・火災報知器・インターホンの交換及び設置
- スイッチ・コンセントの交換及び設置
- 換気扇の改修及び設置
- 住宅のトイレ改修及び給排水配管工事 (対象外の合併処理浄化槽設置工事に伴うものも含む)
- ★家財道具等処分費 (空き家バンク登録の空き家住宅に限る)
- その他改修等に伴う付帯工事

対象としない改修等工事

- 住宅以外の改修等工事
- 車庫・物置等の改修及び設置工事
- 外構工事
(門・塀・舗装・ロードヒーティング・カーポート等)
- ストーブ・エアコンの購入及び設置
- 家具・家電製品・照明器具の購入及び取り付け
- TV・BS・CS・ケーブルテレビ等のアンテナの交換及び設置
- 設計費
- 産業廃棄物運搬処理費 (空き家で家財道具等の処分費は含まず)
- 合併処理浄化槽設置工事 (町の別な制度で設置可能)
- 太陽光発電システム設置
- 他の補助等を受ける工事等

申請方法

申請書等は本別町役場建設水道課・町公式ホームページにあります。

申請は必要書類を添付して提出してください。
申請は工事内容が分かれば、代理の方でもかまいません。

【申請書類及び添付書類】

- ・本別町住宅改修等助成交付申請書
- ・住宅改修等に係る見積書又はその写し
- ・施工前の住宅外観及び改修等箇所の写真 (カラー)
- ・建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条又は第 6 条の 2 に規定する確認済証の写し (建築確認申請が必要な工事に限る)
- ・誓約書
- ・賃貸住宅の場合、住宅所有者の承諾書
- ・空き家住宅の場合、売買又は賃貸の契約書の写し
- ・その他改修等の内容が確認できる書類

手続きの流れ

助成対象者決定通知書の受理

↓
交付申請

→ 申請内容の審査

↓

← 助成金の交付決定

工事着工

↓

工事完了

↓

実績報告書

→

助成金の確定

↓

助成金の請求

↓

助成金及び商品券の交付

【受付窓口】

本別町役場建設水道課

午前9時～午後5時

(土日祝日除く)

事業及び申請に関する
問い合わせ

建設水道課

TEL:0156-22-8122 FAX:0156-22-3237
E-mail:kensetk@town.honbetsu.hokkaido.jp
ホームページ:https://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/web/life/details/post_27.html